

暮らしの情報

「お知らせ」や「イベント」などの暮らしに役立つ情報をお届けします。

常総市役所 ☎0297-23-2111 (代表)



木造住宅耐震診断士を派遣



市では、震災に強い安全なまちづくりを推進するため、住宅の耐震診断をご希望される市民の方に木造住宅耐震診断士を派遣します。

▶ **対象住宅**：市内に存する住宅で、次の要件をすべて満たすもの

①所有者が居住する一戸建ての木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築されたもの。

②在来軸組木造工法・伝統工法で建てられたもの（プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法などの住宅は対象外）

③階数が2階以下で、延べ面積が30㎡以上のもので、併用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの。

④過去にこの制度の耐震診断を受けていないもの。

⑤所有者及び世帯員が市税・国民健康保険税を滞納していないこと。

▶ **募集件数**：3件（先着順）

▶ **受付期間**：9月29日まで

▶ **受付時間**：8:30～17:00（土、日、祝日は除く）

※募集件数に達した時点で締め切りとなります。

▶ **費用**：2,000円

▶ **申し込み**：申込書に記入・押印のうえ、市役所都市計画課にお申し込みください。（郵送・FAXは不可）

※申込書は都市計画課窓口で配布、または市ホームページからもダウンロードできます。

▶ **その他**：診断建物の設計図等がある場合は、申込時にご持参をお願いします。

※詳細は、都市計画課へ問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※本事業は地震による被害状況を診断するものではありませんので、診断結果は罹災証明に関する調査及び地震保険の損害調査には使用できません。

※市では、耐震診断の申し込みをしていない方に診断士を派遣することはありません。また、改修工事等についても斡旋しておりません。市役所と名乗る悪徳セールスには十分ご注意ください。

問☎都市計画課（内線2711）



「限度額適用・標準負担額減額認定証」更新手続きの受付

現在交付している常総市国民健康保険「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日となっており、8月1日以降有効の認定証の更新手続きの受付を7月14日から開始します。

更新を希望される方は8月31日までに手続きをしてください。

ただし、国民健康保険税の滞納がある場合や世帯内に所得未申告者が

いる場合は、交付できない場合があります。必ず、所得申告をした上で申請をお願いします。

なお、70歳以上の方は所得区分により認定証の申請が不要場合がありますので、お問い合わせください。

▶ **申請窓口**：☎健康保健課

☎暮らしの窓口課

▶ **持ち物**：①国民健康保険被保険者証

②世帯主の印かん（朱肉を使用するもの）

③マイナンバーがわかるもの

※別世帯の代理人による申請の場合は、委任状が必要です。

問☎健康保険課（内線1212）

☎暮らしの窓口課（内線8027）

はたちのつどい
実行委員募集

市では、新成人の皆様の新たな門出を祝うとともに、責任ある大人としての自覚をもっていただくために、新成人自らが実行委員会を組織し「はたちのつどい」を開催しています。

新成人の皆様が思い描くはたちのつどいを実現できるよう、はたちのつどい実行委員を募集します。

▶ **対象者**：市内在住又は出身で、平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方

▶ **募集人員**：各中学校区5名程度

問☎生涯学習課（内線8421）

広報常総に広告を掲載しませんか

市では、新たな財源確保と地域経済を活性化するために、「広報常総」に有料広告を掲載しています。

事業所や商店のPRにご活用ください。

お問い合わせは、☎秘書課へ ☎23-2111(内線3220)

永代供養樹木葬墓園 常総さくら廟 **好評分譲中**

永代供養樹木葬 (税込) 8万円～

常総さくら廟 見学予約・お問い合わせ 完全予約制 常総市福二町甲221 【受付時間】9:00～17:00 【定休日】木曜日

販売管理：有限会社 山崎石材店 ☎0120-109-213